

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、健康増進事業に関わる事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和5年11月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容	健康増進法に基づく事務・住民の健康の増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診券等の準備を行う。 ただし、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用する事務は、「健康増進事業の対象者の把握や検診結果管理」のみに限る。
③対象人数	<input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	新健康管理システム
②システムの機能	①対象者管理機能(対象者を管理する)、②対象者判定機能(がん検診、肝炎ウイルス検診の対象者を判定する)、③受診券発行機能(受診券の発行処理を行う)。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (統合連携DBサーバ)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合連携DBサーバ
②システムの機能	宛名システムから提供された宛名データを庁内の他の業務システムに連携されるための機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う機能。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバGW、統合連携DBサーバ)

システム4	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康増進事業管理ファイル (2)統合連携DBファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 76の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第54条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 102の2項 (別表第二における情報照会の根拠) 102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) 第50条 (別表第二における情報照会の根拠) 第50条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康増進事業管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づく健康増進事業対象者
その必要性	対象者及び受診者を把握するために管理しており、個人番号にて本人を特定している。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に把握し、受診券発券管理をするため保有する。 4情報:本人確認のため保有する。 連絡先:保健指導の連絡のため保有する。 健康・医療関係情報:受診券発券、検診実施のために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年2月1日
⑥事務担当部署	健康こども部 健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (医療機関(対象検診実施機関))	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	健康増進法に基づく健康増進事業対象者及び受診者を把握するため	
④使用の主体	使用部署	健康こども部 健康増進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	健康増進法に基づく健康増進事業対象者及び受診者を把握し、受診券の発券および検診実施のために使用する。	
情報の突合	既往歴等が記載されている「個人記録票」の宛名番号と、健康増進事業管理ファイルの既存データにおける宛名番号を突合し、「個人記録票」のデータを取り込んでいる。	
⑥使用開始日	平成28年2月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
健康管理システム保守業務委託		
①委託内容	健康管理システムの保守を行う	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	特定個人情報等の取扱いに関する覚書にて、委託内容、委託先事業者名を提出させ、内容が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾。
	⑥再委託事項	システムの運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。
委託事項2～5		
委託事項2		
統合連携サーバ運用保守委託		
①委託内容	データセンターの管理運営を行う	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
委託事項4		
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 統合連携DBファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業の対象となる市民
その必要性	住民記録情報を健康増進事業管理ファイルに取り組むデータを作成するに当たり、データを管理するために個人番号を使用する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有。 4情報: 住民基本台帳から健康増進事業管理ファイルに必要なデータを連携するために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年2月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	住民基本台帳から個人番号を利用して最新の住所データを取得するため	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 健康増進課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	宛名システムから入手した住民票情報を一時的に保有し、健康増進事業管理ファイルで必要な情報を転送し、データ連携させる。	
	情報の突合	最新の住所、氏名情報を把握するため住民記録データと健康増進事業管理ファイルと突合する。
⑥使用開始日	平成28年2月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	統合連携DBのシステム保守	
①委託内容	市内在住の住民記録データの保守、管理業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	データセンターの運用	
①委託内容	システム稼働の必要なサーバ及びデータセンター運用及び保守に関わる業務を委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先11	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p>
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 健康増進事業管理ファイル

【住民基本台帳情報】

1. 宛名番号、2. 履歴連番、3. 適用日、4. 世帯番号、5. 現存区分CD、6. 本名かな、7. 本名漢字、8. 生年月日、9. 性別、10. 異動日、11. 異動事由CD、12. 届出日、13. 住民となった日、14. 住民となった事由CD、15. 住定日、16. 住民で無くなった日、17. 住民で無くなった事由CD、18. 転入前住所郵便番号、19. 転入前住所町名、20. 転入前住所方書、21. 転出確定町名、22. 転出確定方書、23. 外字フラグ、24. 現住所市内住所CD、25. 現住所郵便番号、26. 現住所町名、27. 現住所方書、28. 行政区コード、29. データ登録日、30. データ更新日、31. データ更新時間、32. 連携更新日時、33. アルファベット氏名かな、34. アルファベット氏名漢字、35. 外国人氏名、36. 個人番号(マイナンバー)、37. 統合宛名番号、38. 削除区分

【がん検診受診券情報】

1. 送付先郵便番号、2. 送付先住所1、3. 送付先方書1、4. 氏名漢字1、5. カスタマバーコード、6. 連番、7. 個人番号、8. 氏名漢字2、9. 送付先住所2、10. 送付先方書2、11. 生年月日、12. 乳がん検診種別1、13. 受診番号、14. 年度、15. 乳がん検診種別2、16. 氏名カナ、17. 肺がん検診フラグ、18. 大腸がん検診フラグ、19. 前立腺がん検診フラグ、20. 肝炎検査フラグ、21. 子宮がん検診フラグ、22. 成人歯科健診フラグ、23. 胃がん検診フラグ、24. 乳がん検診フラグ

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 統合連携DBファイル

1. 宛名番号、2. 履歴連番、3. 適用日、4. 世帯番号、5. 現存区分CD、6. 本名かな、7. 本名漢字、8. 生年月日、9. 性別、10. 続柄CD1、11. 続柄CD2、12. 続柄CD3、13. 続柄CD4、14. 異動日、15. 異動事由CD、16. 届出日、17. 住民となった日、18. 住民となった事由CD、19. 住定日、20. 住民で無くなった日、21. 住民で無くなった事由CD、22. 転入前住所郵便番号、23. 転入前住所町名、24. 転入前住所方書、25. 転入前住所方書非表示フラグ、26. 前住所郵便番号、27. 前住所町名、28. 前住所番地、29. 前住所方書、30. 転出確定町名、31. 転出確定方書、32. 外字フラグ、33. 世帯主名かな、34. 世帯主名漢字、35. 現住所市内住所CD、36. 現住所郵便番号、37. 現住所町名、38. 現住所方書、39. 行政区コード、40. 班コード、41. 支所コード、42. 小学校区、43. 中学校区、44. 電話番号、45. 国籍等CD、46. 国籍等名称、47. データ登録日、48. データ更新日、49. データ更新時間、50. 連携更新日時、51. アルファベット氏名かな、52. アルファベット氏名漢字、53. 外国人氏名かな、54. 外国人氏名漢字、55. 通称名かな、56. 通称名漢字、57. 併記名かな、58. 併記名漢字、59. 外国人の住民となる日、60. 旅券番号、61. 個人番号(マイナンバー)、62. 統合宛名番号、63. 削除区分、64. 地区コード

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
(1)健康増進事業管理ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を限定し、ID及びパスワードによる本人認証を実施している。 ・特定の職員のみログインできるシステムにおいて、ログイン履歴を管理をしているため、誰がいつ何の情報を入力したかがわかるようになっている。 ・システム上、対象者以外からは入手しないようになっている。 ・システム上、必要項目以外は取り込まないようになっている。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<特定個人情報を入手する際の情報漏えいや紛失リスクに対する措置> ・個人情報保護や取扱いについて、年2回のセキュリティーラーニングや内部監査を行い、市のセキュリティーポリシーの周知や、ITに関する一般常識、事故対応の方法等、意識を高める活動をしている。							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	新健康管理システムにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。 各業務で使用する業務システムから出力される、個人情報が記載された紙媒体については、都度シュレッダーにかけるか、施錠保管を行っている。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	個人毎にユーザIDを設定し、ユーザID、パスワードによる認証を行っている。						
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は永年保存している。また記録は定期的にセキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認している。						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
・アクセス権限の発効・失効は、毎年度使用者の見直しを行い、権限表の申請書を元に適切に管理を行っている。							

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新健康管理システムの運用における措置> ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><新健康管理システムの運用における措置> 新健康管理システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損のリスクを想定した安全管理体制をセキュリティポリシーで謳っている。 ・漏えい・滅失・毀損を想定した情報セキュリティに関わる安全管理規程をセキュリティポリシーで謳っている。 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を想定した安全管理体制・規程を年2回のセキュリティトレーニングや内部監査にて、職員へ周知を行っている。 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、サーバを堅牢なデータセンターへ設置している。データセンターへは事前の申請でのみ入館可能で、建物の入り口で荷物検査があり、サーバ室へは顔認証による入室管理がなされており、強固なセキュリティ管理がなされている。また、庁舎内にあるサーバ室は、入退室管理簿によって管理されており、サーバ室内はカメラによって執務室から常に監視できるようにしている。紙媒体に関しては、不要な場合は都度シュレッダーをかけ、保管する場合は施錠管理を行っている。 ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、ウイルス対策ソフトの導入と、不正アクセス対策を実施している。職員のパソコンはUSB等の電磁記録媒体が使用できない状態となっており、業務上必要な時は、使用可能な専用パソコンにて、ウイルスソフトにて確認後、使用可能となっている。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、庁内ネットワークのファイルサーバは1日3回のバックアップを行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><特定個人情報の漏えい、滅失、毀損のリスクに対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に記載されている紙媒体については、都度シュレッダーをかけるか、年4回、機密文書を全庁でまとめて溶解処理にて処分を行っている。 		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等(非常勤職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修、内部監査、eラーニングにより意識の向上を行っている。 ・新規で構築したシステムのサーバやインターネットに公開しているサーバに対するセキュリティチェックを外部監査にて行う。
10. その他のリスク対策	
—	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 統合連携DBファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 健康増進事業管理ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(1) 健康増進事業管理ファイルと同じ	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	統合連携DBサーバにおいて、他システムからのアクセスについては、アクセス可能な情報の範囲を必要範囲に限定するよう、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) 健康増進事業管理ファイルと同じ
その他の措置の内容	(1) 健康増進事業管理ファイルと同じ
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(1) 健康増進事業管理ファイルと同じ	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(1)健康増進事業管理ファイルと同じ	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)健康増進事業管理ファイルと同じ		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	(1)健康増進事業管理ファイルと同じ
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
②請求方法	情報公開室又は市ホームページからダウンロードできる「個人情報開示請求書」に必要事項を記載し提出する。なお、身分証明書等により本人等の確認を行う。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市健康こども部健康増進課 電話番号 047-351-1111
②対応方法	・問い合わせ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、必要な対応を行い総務部総務課へ報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年10月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年2月	事後	保有開始日の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成28年2月1日	事後	使用開始日の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成28年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法		特定個人情報等の取扱いに関する覚書にて、委託内容、委託先事業者名を提出させ、内容が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾。	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成28年8月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項		システムの運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成28年8月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 【がん検診受診券情報】	21.成人歯科健診フラグ 22.胃がん検診フラグ 23.乳がん検診フラグ	22.成人歯科健診フラグ 23.胃がん検診フラグ 24.乳がん検診フラグ	事後	NO.21が重複していたため、番号のみ変更、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	III リスク対策 (1)健康増進事業管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの取扱いの担保	再委託しない	十分に行っている	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成28年8月1日	III リスク対策 (1)健康増進事業管理ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの取扱いの担保 具体的な方法	—	・許可のない再委託を禁止する。 ・特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。	事後	重要な項目の変更のため、評価再実施
平成28年8月1日	IV 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	単なる名称変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	IV 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	情報公開コーナー	情報公開室	事後	単なる名称変更になるため、重要な変更には該当しない。
平成28年8月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年1月31日	平成28年1月1日	事後	評価再実施に伴う変更。
平成28年12月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施しない	事前	未定からの修正になるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康増進課	健康こども部 健康増進課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 町山 貴秀	健康増進課長	事後	様式変更のため、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 健康増進課	健康こども部 健康増進課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉部 健康増進課	健康こども部 健康増進課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務課	法務文書課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には当たらない。

令和1年6月28日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ①対応方法	総務課	法務文書課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年1月1日	平成31年1月31日	事後	評価再実施に伴う変更。
令和4年1月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)102の2項(別表第二における情報照会の根拠)102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)(別表第二における情報提供の根拠)第50条(別表第二における情報照会の根拠)第50条	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・業務関係情報	・識別情報 個人番号、その他の識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	・識別情報 個人番号、その他の識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号) ・業務関係情報 健康、医療関係情報	事前	令和4年6月から情報連携予定 重要な項目の変更のため、評価再実施
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課)、その他(医療機関(対象検診実施機関))	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課)、地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)、その他(医療機関(対象検診実施機関))	事前	令和4年6月から情報連携予定 重要な項目の変更のため、評価再実施
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、庁内連携システム	紙、庁内連携システム、情報連携ネットワークシステム	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている(1件)	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1		市町村長	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)102の2項(別表第二における情報照会の根拠)102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)(別表第二における情報提供の根拠)第50条(別表第二における情報照会の根拠)第50条	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途		番号法別表第二の102の2項に定める事務 健康増進法による健康増進事業に関する事務 であって主務省令で定めるもの	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報		健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	令和4年6月から情報連携予定

令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		番号法別表第二における健康増進法による健康増進事業の実施に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑥提供方法		情報提供ネットワークシステム	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	<浦安市における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の内、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。入退室には顔認証が必要であり、かつ、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①サーバー室への入出を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	令和4年6月から情報連携予定 重要な項目の変更のため、評価再実施
令和4年1月25日	IIIリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	IIIリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<新健康管理システムの運用における措置> ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	IIIリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみならず、事務に即した処理権限を付与し、不	事前	令和4年6月から情報連携予定

令和4年1月25日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<p><新健康管理システムの運用における措置> 新健康管理システムでは操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑制する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応す</p>	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベートネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォーム</p>	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスクおよびそのリスクに対する措置		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベートネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォーム</p>	事前	令和4年6月から情報連携予定
令和4年1月25日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月31日	令和3年12月1日	事前	重要な項目の変更のため、評価再実施
令和5年11月22日	V評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年12月1日	令和5年10月20日	事後	評価再実施に伴う変更